V. 整備活用計画

1. 理念と方針

〇理 念

鹿児島県・市民の多くは、鹿児島城という名称に比べ鶴丸城という名称に親近感を感じているようで、本来は城山を指して鶴丸山、さらに城全体を指して呼ばれていた鶴丸城という名称も、現在では本丸・二之丸と限られた範囲を表す表現となり、城山は別途「城山」と呼ばれている。残されている遺構も本丸周辺の堀や高石垣等に限られていることもあり、鹿児島(鶴丸)城跡がもつ全体像や城跡の範囲、さらには本質的価値が十分に伝わっていないのが現状である。

鹿児島市の中心部で桜島と対座する場所に構えられた鹿児島(鶴丸)城跡は、明治以降今日まで、市の中核的施設等が整備され、まさに都市の顔・行政の拠点の機能を引き継ぐシンボルゾーンとなっている。このような鹿児島(鶴丸)城跡の整備活用に当たって、本計画の理念とするところは、

鹿児島の礎となっている鹿児島(鶴丸)城跡を、単なる歴史遺産として 守り継続する位置付けに留めず、鹿児島の顔づくり、シンボルゾーンの骨 格として一層尊重し、城跡を体感でき、藩政時を彷彿とさせる整備を推進 することで、広く城跡を親しまれ、誇れる存在とする。

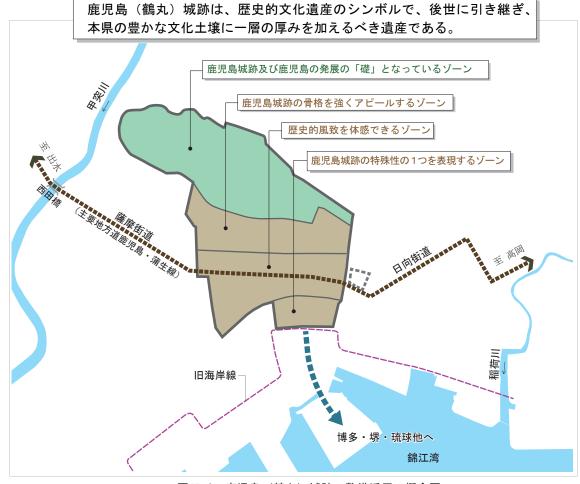


図 V-1 鹿児島 (鶴丸) 城跡の整備活用の概念図

また鹿児島城(鶴丸)跡は文献や絵図、古写真など当時の様子を示す資料が少ない城郭である。このため、県民・市民に共通する鹿児島(鶴丸)城跡の範囲や全体像も曖昧な状態が続いている。今回、本丸御楼門の復元計画を発端として鹿児島(鶴丸)城跡に対する「保存活用計画」の策定が進む中で、鹿児島城(鶴丸)跡の全体像や鹿児島(鶴丸)城跡の持つ特性、あるいは本質的価値も明らかにされ、鹿児島(鶴丸)城跡の実像の普及啓発の第一歩を踏み出しつつある。

〇方 針

理念に基づき整備活用の方針を検討するにあたり、鹿児島(鶴丸)城跡の現状の 課題にふれ、その対策も兼ね方針を設定する。

まず、鹿児島(鶴丸)城跡の整備・活用の前提は、整備計画の範囲の設定を行うことである。しかし、城跡の大半が未指定であり、さらには城跡範囲に対する県民・市民への普及、並びに理解がこれからである等、段階を踏まえた対応が必要である。さらに、城跡内各所で随時発生する再開発等への対応も、欠かせない難題である。

幸い城山については、「聖地」としての認識が強く、また国の天然記念物としての価値と都市公園としての双方を尊重しながら保全していくことを目的に、「鹿児島市城山公園保全計画」が、鹿児島市によって策定されていることや、同じく鹿児島市による「急傾斜地崩壊危険区域」等の指定もあり、急激な変化はないという推定もできる。しかし、大土塁や空堀等の遺構は雨風や植物等により浸食が進んでいることも見過ごせない。

次に本丸・二之丸(御厩)は、鹿児島城跡の館づくりの枢要な郭であり、本丸には三方の石垣と二方(築城時は三方)に堀が、二之丸も二方に石垣が遺っている。当時の絵図や指図等と、発掘調査から建物位置や内容を推定することも可能な状態にある。また、この部分の土地の大半は公共建物施設等で占有されていることから、整備計画として将来像を検討できる可能性もある。さらに当時の役所丸や湊、および築地の部分も、当時の街道や堀などの輪郭は、現在も容易に認めることができる。あるいは公共建物施設や公園等が整備されている部分もあり、部分的に将来像を示すことは可能であろう。

鹿児島(鶴丸)城跡の現在の活用は、城山では西南戦争に関連したイメージと鹿児島を象徴する景観を楽しむ場、鶴丸城跡では、堀と石垣の見学等の活用に留まっており、鹿児島(鶴丸)城跡の範囲も本丸・二之丸等の館部分だけと捉えている人も多いようである。

現在の鹿児島(鶴丸)城跡は、指定範囲が限られているため、城跡内の公共施設のうち、公園緑地等について将来的には整備活用の可能性の検討を進めるが、さらに次項の内容に留意する。

○整備・活用の前提となる復元・整備対象とする範囲と時代の設定

ア. 復元・整備対象とする範囲

・整備活用計画は城跡内の民有地を除く全体を対象とし、特に城山・本 丸・二之丸については、現実性のある将来像として、その他の部分にお いては将来の目標とする計画を立案する。

イ.対象とする時代

・発掘成果や史料が揃う藩政期末から明治4年(廃藩置県並びに古写真が揃う)辺りを基本とし、一部地区においては、明治10年の西南戦争前後を含んだ時代等、歴史の重層性を示すこととする。

ウ. 城跡史跡指定範囲

- ・当面は城山、本丸、二之丸の指定地の拡大に注力し、遺跡の確実な保護 を行うため万全を図ることが重要である。
- ・法的保護は城跡の部分が中心とならざるを得ないが、城跡は70ha以上に及ぶことから、(1)短期的に可能性のある部分、(2)長期的に取り組む部分、(3)埋蔵文化財包蔵地として、開発前の事前届け出制等で当面の保護を図る部分、の三分類とし対応することが望ましい。

○整備活用計画の内容

- ア. 保存整備の中で修理や復元を行う場合は、復元案の妥当性について専門家による検討・検証を踏まえ、真実性を損なわず、遺存している遺構への影響を最小範囲に留め、将来再度原状に復することが可能なこと。またこれらの一連の内容を正確に記録することを前提とする。
- イ. 鹿児島(鶴丸) 城跡の本質的価値の保存と、顕在化に努め、広報を充実 する。
- ウ. 公共施設のうち、公園緑地等では、遺構の顕在化や歴史的風致の修景に 努め、城跡の雰囲気向上に努める。
- エ. 鹿児島(鶴丸) 城跡の範囲と内部構成を明確に示し、現在の鹿児島(鶴丸) 城跡を親しみ、楽しみ、学び、誇れるものとするため、見学ルートの設定や遺構の顕在化、解説板等の一体的な整備、最新の情報サービスシステムへの対応を検討する。今後、城郭の正確な姿をわかりやすく示し、(模型やCG・VRLの作成等を検討)観光客を迎え入れる整備が必要である。
- オ. 鹿児島(鶴丸)城跡の活用では、歴史学習の場や当時の生活を偲ぶ場、 あるいは観光資源として交流人口の拡大に寄与することや、まちづくり の核とし、まちのイメージアップや象徴性等の効果を期待できる活用策 を関係部局との連携で進める。

○情報発信と調査研究の取組

(情報発信)

ア. 鹿児島(鶴丸)城の本質的価値と全体像の普及と啓発を進める。

- ・鹿児島(鶴丸)城跡は、市内に残る中世からの城跡との関連性や、藩政下で の地方統治システムである外城制度、あるいは仙巌園等の文化施設や集成館 などの近代化産業施設等も含め一体的に整備活用する。
- ・これらの結果は各種のメディア媒体や、広報、現地の説明施設を通じ、最新 の情報を提供する体制の整備を検討する。
- ・鹿児島(鶴丸)城跡全体を紹介するパンフレット等を作成する。
- ・交流拠点施設などでコンピューターグラフィックス (CG) やバーチャルリア リティー (VRL) などの画像による復元、模型による立体復元を検討するな ど、鹿児島 (鶴丸) 城跡の全体像の公開により理解と親近性を深める。
- ・観光などの関係部局によるバックアップ体制の整備とともに、ボランティア を含むガイド制度の充実とガイド育成講座を開催し、県民や市民の参加を進 める。
- イ. 鹿児島(鶴丸) 城跡及びその時代を生きた鹿児島県人の証しをまちづくりの中に織り込み、鹿児島の個有性と品格が感じられるシンボルゾーンとする。
- ・小、中学校等の歴史教育資料として、鹿児島城の本質的価値や特色を学べ、郷土意識の醸成に向け活用する。
- ウ. 当時の人々の営みや想いが体感できる整備活用を検討する。
- エ. 歴史遺産の観光資源として活用を検討する。
- ・「明治日本産業革命遺産」の構成資産である旧集成館(寺山炭窯跡、関吉の疎水溝)も、城跡内の各種の実験施設を土台に築かれている。さらに、城周辺の演武館、造士館で学んだ人々によって、明治維新の一翼が担われていたことなど、近代鹿児島ならびに、日本に大きな影響を与えた城跡として来訪者に認識できる活用計画が必要である。

(調査研究)

ア. 資料の収集・分析・研究を行う。

- ・鹿児島城跡についての論考、発掘調査資料、古写真、絵図、文書等、既存 ならびに新規の資料の収集や公開を行う。
- ・鹿児島城跡を適切に保全するための保存科学的な研究を行う。
- ・鹿児島城跡に関する研究の最新情報を発信するための基礎資料を提供する。

イ. 調査研究の体制を検討する。

・鹿児島城跡について、関係部局を包括的にまとめ、その中に核となる組織 あるいは窓口を設置し、組織的かつ継続的に取組むとともに、大学等や民 間の研究者の協力を得やすい体制を検討する。

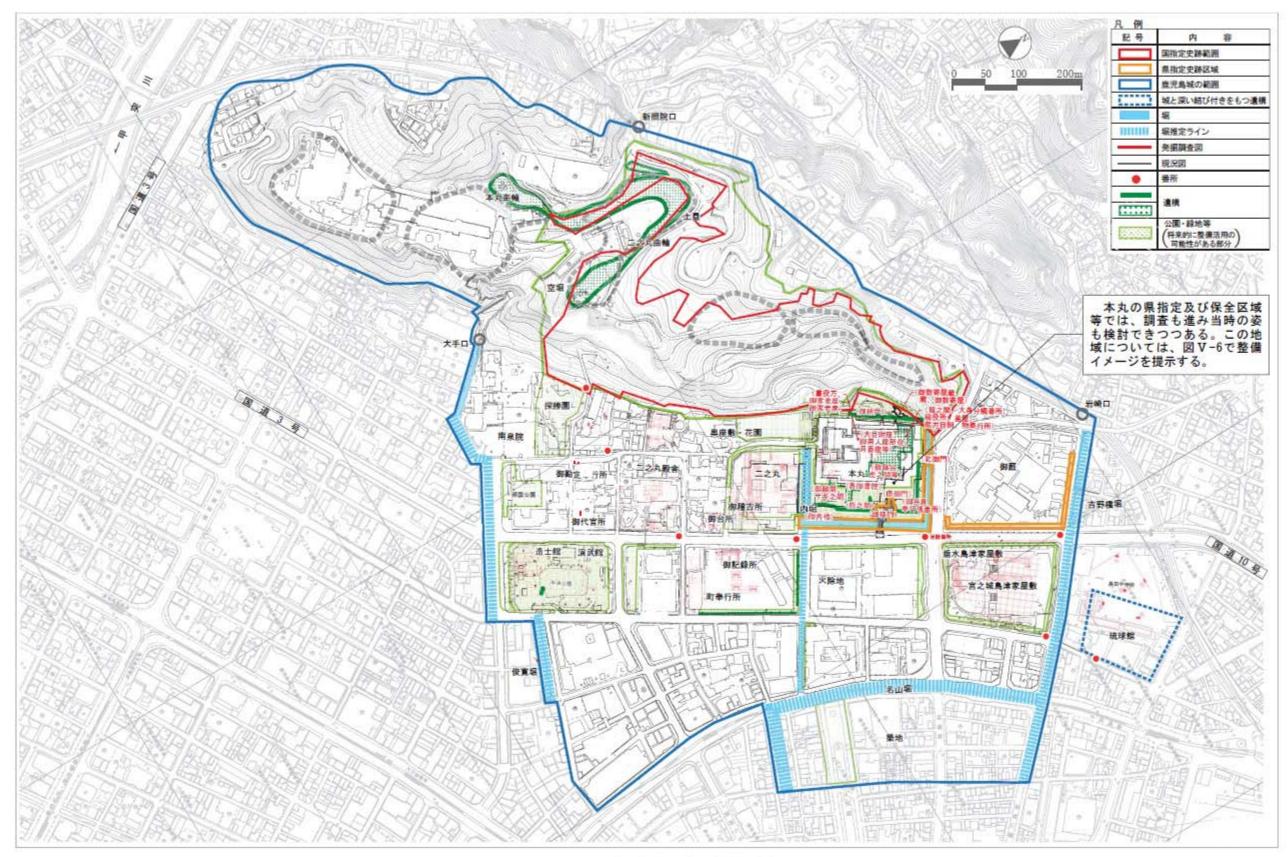
このような方針に基づいた整備活用を進めることで、潜在的な鹿児島(鶴丸)城跡の価値を顕在化させ、歴史遺産としてのみならず、観光資源としての価値も飛躍的に高まり、鹿児島県・市の交流人口の増大にも大きな効果を持っていることが改めて期待される。

2. 保存整備計画

1) 鹿児島(鶴丸) 城跡の遺構保存と環境整備計画

鹿児島(鶴丸)城跡の整備活用は、石垣や堀及び門等、本丸を中心とした部分 に遺っている遺構に注目されるが、広大な敷地であった鹿児島(鶴丸)城跡の範 囲や、唯一性の高い価値を持つ鹿児島(鶴丸)城の特色等について、広く普及・ 広報に努めることが最も優先性が高く、重要な問題である。このほか、本丸を中 心とした地区に遺る遺構等については、調査が進み、必要な情報が整ったもの、 県民や市民の気運の高まりのあるものについては、立体復元や修理等を順次進め る。鹿児島(鶴丸)城跡の保全・整備については、ソフト及びハード事業のバラ ンスを保ちながら、計画的に取組むこととする。

表 V	表 V-1 保存整備の内容									
	保存整備の内容		優先順位	実施に向けた条件と 関係機関との協議	具体的な内容や対象					
整備・活		遺構復元・修理 ①遺構説明板	短期的な取組 (計画的に実施)	・保存整備等の学識者に よる委員会等 ・文化庁など関係機関と の事前協議	・未調査ではあるが、その位置での存在がはっきりしているもの。・説明対象や周辺の景観を障げることなく全体的な統一性を持たせた意匠、色彩でデザインされたもの。					
用(指定地	②平面表示	調査が終了し、内容が明らかになった段階の取組	・遺構は保護盛土で養生し、その上面に平面形状を復元する。						
本	内	③一部立体復元	同上	同上						
丸 • 二	及び関係	④復 元 (御楼門、御角櫓、 築地塀)	同上	・完成後の運営を明確にする。	・元位置からの立体的な立ち上げ。 ・調査結果、絵図、古写真等でほぼ全景を明らかにできるものは、材料や工法を含め復元する。					
之 丸 •	する保全に	⑤修理・復元 (石垣、石塁、 橋、排水溝等)	同上	・埋土保護や露出活用 は、各種の条件を整理 し、保存・活用のスタ イルを決定する。	・石垣や排水溝など、傷みの状況に応じ た修理を行い、原状に復する。					
城山等)	区域内	遺構の保存の 種類と活用 ①埋土保存	短~長期的な取組	・各種事業のための、確認調査時に発掘される。	・館建物をはじめ多数の遺構が埋土によ り養生保護された状態にある。					
		②露出保存	同上	・石垣カルテの作成と経過 観察	・石垣などが代表である被破壊検査や経 過観察を主とし、変状が大きい部分で は、症状に合わせた修理法を検討する。・石垣等の石造工作物は個別にカルテ作 りを行う。					
その他の郭・周辺	城员	亦の出入口や範囲	短〜長期的な取組	・土地所有者や地域の理解 と協力の醸成	・大手口や搦手口は、名前は残っているが、当時を知る遺構は表面にはない。 ・位置表示や名称・解説板の整備 ・番所についても、位置表示や説明板等整備することで、範囲を意識付けられる。					
情報発信と調査	城跡の名称や範囲、 本質的価値の普及・		最優先の取組 (継続性が必要)	・市教育委員会等との協議・城跡内の地権者等	・シンポジウムや講演会 ・マスコミへの情報提供 ・県・市の刊行物での紹介 ・小・中学の歴史授業への出前講義 ・資料館等での展示 ・現地説明板の内容を追加等 ・パンフレット、リーフレット、 マップ等の作成 ・模型やCG、VRLの作成等を検討					
研究	指足国打	記島(鶴丸)城跡の 官範囲の見直しや 旨定に向けた準備 食討する	短〜長期的な取組	・市教育委員会等との協議・城跡内地権者等関係者への理解を求める各種議会等・公共用地となっている部分の関係者協議等から取り組みたい。	・調査・研究 ・裏付け資料等の収集と分析					
		が内の発掘調査 進進する	必要に応じ実施	・開発関係者等	・調査結果報告書の分析と、過去 調査結果等との研究					

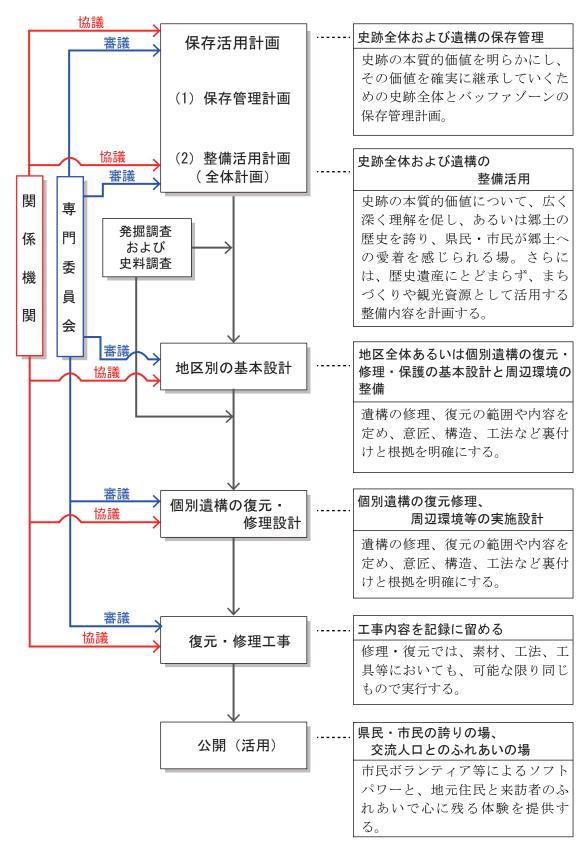


図V-2 鹿児島(鶴丸)城跡の整備範囲想定図

2) 遺構の保存整備計画

①建造物の復元

鹿児島城跡本丸内を中心に発掘調査が進められており、主要な門や建物の一部に おいて、復元を検討する。この場合の流れを以下にまとめる。



図V-3 歴史的建造物復元までの流れ

(復元の対象と範囲)

歴史的建造物のうち、復元の可能性のある遺構は、指定地内にある御楼門跡や石垣上の建造物である御角櫓や多門櫓等が対象として考えられる。

本丸の表門である御楼門は、御楼門復元検討委員会が、平成25年4月にとりまとめた「鹿児島城(鶴丸城)御楼門(城門)復元に向けた方向性の提言」によると、「いかにも武の国・薩摩を象徴するような威風堂々のたたずまいで、城山を背景に建つ姿は、薩摩の国の特徴的な風景を創り出し、城下町として発展してきた薩摩藩の一つのシンボルであった。」とされている。また、御楼門(城門)は当時の国(藩)の風格を示す目安であり、加賀の前田氏と並ぶ大名であった島津氏の威厳や風格を表すものであっただろうと推察されているが、明治6年(1873年)の火災で、居館とともに焼失している。

さらに御楼門については、「これまで観光振興の面から復元したらどうかという 意見、完全復元でなければ意味がないとするもの、今のままで歴史的に意義があ る。」とする意見など、さまざまな意見もあった。

このような中、平成25年4月に、鹿児島経済同友会を中心とする御楼門復元検討委員会から、経済界や個人による募金などを大きな財源とする民間主導による復元計画を盛り込んだ提言がなされ、その後、発足した鶴丸城御楼門復元実行委員会が建設費用として4億5千万円を目標に募金活動を行って、既に目標額を上回る寄附金が寄せられている。

この取組は、民間が主導する新たな官民連携の一つのモデルであって、また、歴史、文化、建築技術の継承などのほか、新たな観光拠点としても意義あるものであることから、県と鶴丸城御楼門復元実行委員会の二者の間で、「鶴丸城御楼門建設協議会」を平成27年2月に設立し、平成32年3月までの完成を目指して、建設に向けた取組が進められているところである。

また、御楼門とつながり城郭を構成する重要な要素である御角櫓についても、これにあわせて県で整備することとしている。

御楼門と御角櫓をあわせて建設することで、城郭の全容の一端が現れ、美観や威厳がさらに増すものと考えられ、文化施設等が集積する歴史・文化ゾーンの充実や、回遊性の向上等に寄与することが期待され、鹿児島の新しいシンボルとなり得るものである。

なお、歴史的建造物の復元であることから、県文化財保護条例等が求める基準を満たし、建築基準法については、法第3条第1項第四号に規定する認定により、法の適用を受けない建築物とする必要がある。

この他、直近の発掘調査の成果から能舞台(橋掛り)が確認された。近世城郭の中からの発見例は極めて少なく、また周辺の館や御池等も確認されていることから、今後の取組が期待される遺構である。

(建造物の平面表示)

建造物の平面表示を行う場合は、発掘調査等で得られた成果により、原位置に行うとともに、遺構の取扱いについて展示とするか、遺構表示とするか検討したうえで実施する。

(建造物の立体復元)

鹿児島(鶴丸)城に関連する建造物の復元に際しては文化庁文化財部記念物課監修『史跡等整備のてびき -保存と活用のために-(計画編)』に示されるように史跡の「本質的価値の保存」のみならず「本質的価値の顕在化」に効果のある内容となることが欠かせない。※1)次項参照

特に復元展示を行う場合は、同時代の同種・同類の現存する歴史的建造物等類似例を参考に、発掘調査の成果及び資料・史料等の分析結果に基づき、形状、規模、意匠、構造等を精査し実施する。この条件に対してやや精度が欠ける場合は、復元展示の積極的意義を明確に整理し実行することが求められ、さらに史跡等における歴史的建造物の復元の取扱基準として、次の8項目の条件が示されている。以下に抜粋要約を示す。

- ア. 当該史跡の保存にとって支障にならないもの。
- イ. 当該史跡等の活用にとって積極的な意味をもつもの。
- ウ. 当該史跡等の理解が、誤りなく適切に導かれるもの。
- エ. 当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観と総体として整合する内容をも つもの。
- オ. 構造および設置後の管理(防災・防犯を含む)の視点から安全性が確保されているもの。(追記、木造建築の場合、建築基準法第21条1項の階数および高さ制限をクリアするための、安全性の認定手続きが必要)
- カ.復元した建造物等を施設として活用する場合は、当該史跡等の保存と活用 に関わりがあり、かつ当該史跡等に相応しい内容をもつもの。
- キ. 当該史跡等の保存管理計画、整備・活用に関する全体的な計画が策定され、その中でア〜カに関する方針が明確に示されているとともに、復元後の建造物等の保存管理のための行財政処置等の方針が整っているもの。
- ク. 復元しようとする歴史的建造物等の位置・規模・意匠・構造・形式等について、十分な根拠があるもので、文化庁との協議を踏まえ、史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会の審査を得たもの。

②石垣の修復

(方 針)

現在の鹿児島(鶴丸) 城跡は、本丸三方に遺る石垣と堀及びこれに掛る橋等の遺構により、城のイメージが決定付けられている。しかしながら、これらの遺構のうち石垣は自然的、人為的な影響等から築石の劣化や石垣の変状が随所に見られる状態になっている。また、藩政時代以降今日までに毀損した石垣も幾度か修理され、石垣上には新たな施設等もみられる。石垣の保存上必要な部分の修理においても、文化庁文化財部記念物課監修の『石垣整備のてびき』に示されるように、石垣の修理は長期間の事業となりやすいため、基本計画を策定し、事業スケジュールを示すことで円満に進める、あるいは日常的な観察により策定される石垣カルテを有効に使う等を前提とし、基本方針や修理単位の方針や方法を以下に示す。

- ア. 石垣の本質的価値の保存
- イ. 石垣に関する調査研究の充実と整備の精度の向上
- ウ. 整備の手法・技術の充実・向上
- エ. 石垣の本質的価値を学び理解する場の提供
- オ. まちづくりや地域のアイデンティティとして位置付ける

その上で石垣の復旧または修理を選択する場合は、特に理由がない限り廃城時 (廃藩置県)の形態・意匠・構造を基準として、各箇所の修理の方針を総体的に定 めることが適当である。また、廃城後から今日に至る間の様々な痕跡の中で、西南 戦争の弾痕等は、鹿児島の歴史を示す記念碑的な存在ともなっている。

さらに表出している石垣の周辺には、石垣に関係する重要な遺構ばかりでなく、 石垣上に、かつて存在した建築物の基礎、または石垣築造の過程で背後に設置され た石造構造物など、石垣の積み直しと並行して復旧が可能な遺構も含まれている。 そのような遺構の特質を十分に考慮した保存の考え方、範囲、方法を示すことが不 可欠である。

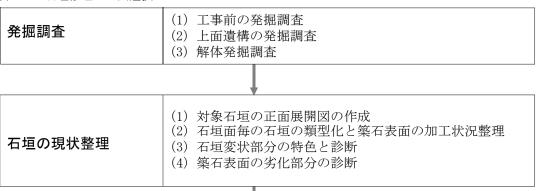
また復旧・修理は、石垣の本質的価値の保存・顕在化を目的とすることから、修理にあたっては、石垣の現状を維持する方法、変形の速度を遅らせる方法、間詰等で緩みを消す方法等、多様な手法を比較検討し、現状を保護することを前提とした対策を講じる等が、石垣の復旧・修理における基礎的方針として示されている。

(石垣修理の工法選択)

石垣を修理する前提は各種調査であり、調査を前提とした現状の状況整理、および石垣の原状を把握することである。また、修理に際しては下表に示すように応急処置から解体修理まで考えられる。対象石垣の症状に合わせた選択が求められる。

なお、解体修理を行う場合、規模や事業年度等を加味し、長期的に同一材料の入 手の可能性についても調査が必要である。

表 V-2 石垣修理の工法選択



石垣	の傷み程度	原因と内容	対 応		
軽易	(1) 応急的 処置	災害等による崩落等の拡 大を防ぐなど。	①立ち入り禁止区域の設置 ②破損・変形要因の除去 ③排水の確保 ④石垣表面の保護		
İ	(2)部分補修	石垣石材が部分的に破損 していても、石垣構造に 影響がない場合、破損石 材のみ補修を行う。	①石材補修(割れ材等は接着処理) ②間詰め石の補修 (目地の開き等は間詰石を 入れる)		
	(3)部分補強	石垣構成の石材や基盤強 度が部分的に劣化してい る場合。	①石垣の前面補強 (カウンター処理) ②地盤補強 (背面地盤も遺構であること から難しい判断を伴う)		
重症	(4) 解体修理	上記 (1) ~ (3) 以上の 石垣の脆弱化が見られる 場合で、最後の手段とし て慎重に対応する。	①全解体修理 ②部分解体修理		

①築石部

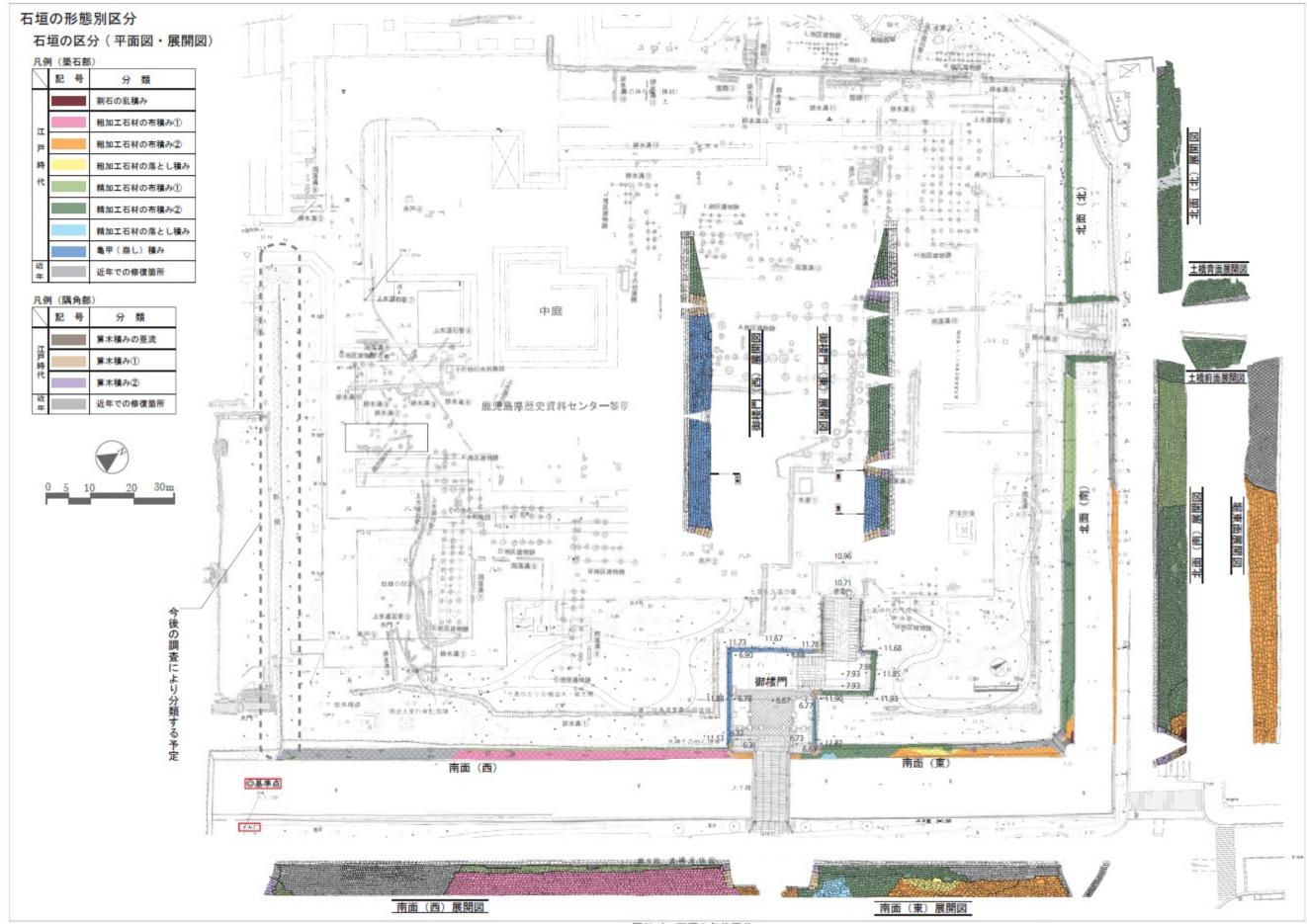
121

Γ		××			児	島	城	
r		石垣の分類		写	真			特 徴
		野面積み (割石の乱積み)			とロ			・形や大きさのふぞろいな石を、 不規則に積んだ石積み。横目地 は通らない。また、石材規格化 の発達度が低く、築城時の石垣 ではないかと思われる。
		粗加工石積み (粗加工石材の布積 み①)	771	TAY	LI	Y,	V	・規格性のある割石を横列に近づけるように積んでおり、横目地が通っている。間詰石を多用し、打ち込みがみられる。
		割石積み (粗加工石材の布積 み②)	遊	人工人		イント	が上	・割石を横列に近づけるように積んでおり、横目地が通っている。 石材の規格性が①よりも低い。
	江戸時	(粗加工石材の落と し積み)	及	区区	全年	エーナ	からず	・一定の規格性をもった割石を用い、石材を水平ではなく斜めに傾けて組み上げており、横目地は通らない。
	代	切石積み (精加工石材の布積 み①)						・規格性の高い、いわゆる「切石」を横列に近づけるように積んでおり、横目地が通っている。石材相互の密着性が高く、間詰石はほとんど使われない。
		(精加工石材の布積み②)		力を	The state of the s		1	・規格石材を利用し、横列に近づけるように積んでおり、横目地が通っている。完全な間知石ではない。 精加工石材を使用し、①よりも多角形の石垣を混用した「合端」合わせ、
		(精加工石材の落と し積み)	No.		一大人	25	工	・規格性の高い切石を用い、石材 を斜めに傾けて組み上げており 横目地は通らない。
		(亀甲(崩し)積み)						・正六角形ではないが、多角形の精加工石材を使用している。この城の場合は、精加工の間知石の角部を若干斜めに切り落とす程度の、最低限の亀甲状装飾をなしている。

②隅角部



※石垣の分類名称で□□囲みのものは、『石垣整備のてびき(文化庁)』に基く。 石垣の分類は、「鶴丸城跡保全整備に係る御楼門部石垣保全設計の修正及び事前調査・設計 業務事前調査報告書」を参照した。



③城跡内の堀やその他の遺構の活用

城山に遺る大土塁と空堀等の遺構については、さらなる調査を進め、時期の特定や 範囲、あるいは城山全体の縄張り等、不明部分の解決を図り、適切な保存法の検討が必要 である。

次に、本丸と二之丸の間の堀は、築城時から文政5年(1822)「文政5年鹿児島城 絵図」までは確認される。さらに平成11年度の調査でも確認されている。本丸の三方 を堀と石垣で囲っていた本城の特色を強調するうえでも現状の復元を検討すること が望まれる。

また、本丸御池や庭園(現在の探勝園)等は、古写真もあり、かつ仙巌園に造られた池泉回遊式庭園、玉里邸園等の遺存している名勝を参考に活用を検討することも可能である。鹿児島(鶴丸)城跡内で遺構として遺っていることが確認された施設を下表にまとめる。

表 V-3 遺構として遺っている施設一覧表(1)

曲輪	遺っている施設 (地表に露頭している遺構)	位置等が確認できる施設 (埋蔵されている遺構も含む)			
城山	・大土塁(写真-1) ・空堀(写真-2)	 ・大手口(写真-15) ・新照院口、岩崎口(写真-16) ・本丸曲輪 ・二之丸曲輪 			
本 丸	 ・石垣(写真-3) ・排水溝、排水口(写真-4) ・大手石橋(写真-5) ・御庭の石橋(写真-6) ・北御門土橋(写真-7) ・茶屋跡水路と石垣(写真-8) 	・御池、麒麟の間、サギの間、能舞台 (写真-17)・上水道石管(写真-18)			
二之丸	·石垣(写真-9)	・堀 ・二之丸庭園 ・矢来御門(写真-19)			

表V-3 遺構として遺っている施設一覧表(2)

曲輪	遺っている施設 (地表に露頭している遺構)	位置等が確認できる施設 (埋蔵されている遺構も含む)			
御廐	・石垣(写真-10)	・番所(写真-20)			
役所丸	· 石塀(名山小学校) (写真-11)	・番所			
歴史痕跡 薩英戦争					
西南戦争	・弾痕(写真-12)	• 弾痕			
堀	・堀(写真-13) ・湧水(写真-14)	・俊寛堀(写真-21) ・吉野橋掘(写真-22)			
湊、築地		・湊(写真-23) ・築地(写真-24)			

遺っている施設(地表に露頭している遺構)における整備の可能性

(城山)

現況写真





写真 -1 大土塁

写真 -2 空堀

備能 の性

一体となっている部分の見学と(視点場の確保)説明板の整備や全体案内板の中に位置等を示す。

(本丸)

現況写真



写真-3 石垣



写真-4 排水溝、排水口

の性

整可 石垣カルテを作成し、経過観察する。孕み等限界 現状のまま **備能** に達しているものは積替えを検討するが、基本 的には現状の修理に留める。

現況写真



写真-5 大手石橋

写真-6 御庭の石橋

の性

整可 親柱を含む橋だまり部分の傷み(不同沈下または 現状のまま 備能 排水不良による沈下等)原因の解明と修理を検討 する。

(本丸)

現況写真



写真 -7 北御門土橋

石垣の変状状態をよく観察・研究し、危険性が 備能 ある場合は、遺構解体・修理の手続きを踏まえ |の性||修理する。



写真-8 茶屋跡水路と石垣

現状のまま

(二之丸)

現況写真



写真-9 石垣

整可 石垣の変状状態をよく観察・研究し、危険性が 備能 ある場合は、遺構解体・修理の手続きを踏まえ の性を理する。

(御厩)



写真 -10 石垣

現状のまま

(役所丸)

現況写真



写真 -11 石塀

整**可** 遺構と新設されたものとの区別を検討する。 備能 の性

(歴史痕跡)



写真 -12 弾痕

歴史的記録の原状をとどめ、保全するために 保存科学的手法も含めた保存法を検討する。

(堀) 現況写真 写真-14 湧水 写真-13 堀 整可 備能 現状のまま 現状のまま の性

位置が確認できる施設(埋蔵されている遺構も含む)



現 況写真





写真 -15 大手口

写真-16 新照院口

備能 の性 本城であった城山の大手口と搦手口の一つ新照院口は、絵図等から桝形の状態や門の様子が みてとれる。門位置等を平面表示し、遺構の様子を示す説明板の整備を検討する。

(本丸)

現 況写 真



写真-17 御池、麒麟の間、サギの間、能舞台

の 可 能 性 屋敷と能舞台を一体的に立体復元(床面まで) し、演じる場と見る場の再現を検討する。



現在は黎明館敷地内のため舗装 整備されているが、発掘調査に より、左写真のような上水道石 管の遺構が確認されている。

(出典:「鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(26) 鹿児島(鶴丸)城本丸跡」)

(二之丸)

(御厩)

現況写真





写真-19 矢来御門

写真-20 番所

整可 備能 の性

門、番所の位置が特定できるものは、位置を平面表示し説明板等の整備を検討する。

(堀)

現況写真





写真-21 俊寬堀(付近)

写真-22 吉野橋堀(付近)

備能 の性

整可 堀の範囲等はっきりしている部分には平面表示し、歩道等がある場合には、説明板等の整備を 検討する。

(湊・築地)

現況写真





写真 -23 湊

写真-24 築地

備能 の性

整可 説明板の整備や平面表示等を検討する。

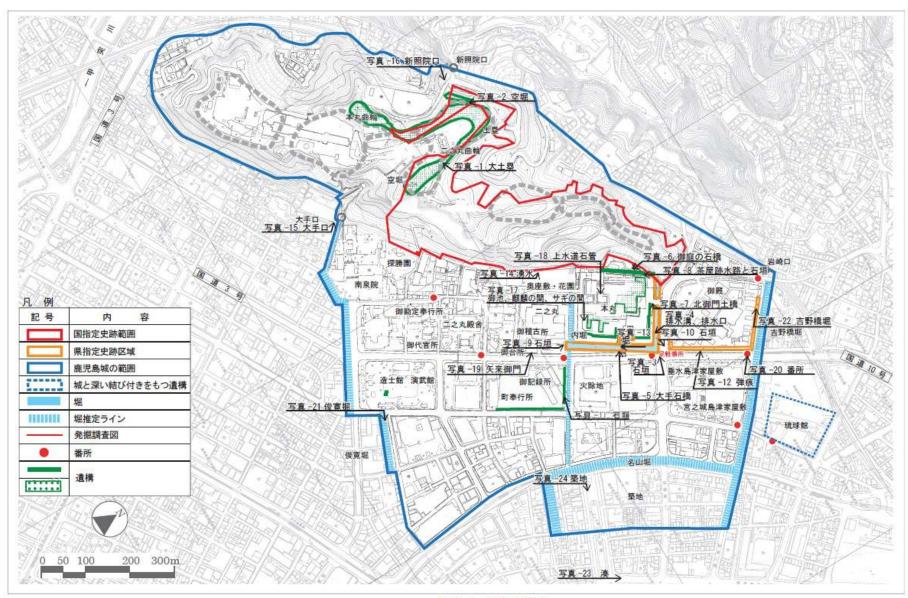


図 V-5 写真位置図

3) 遺構周辺の環境整備計画

①遺構周辺部分の修景整備

ア. 修景整備対象地の現状

当面環境整備等具体的な整備を検討できる可能性のあるゾーンは、県指定やそれに係る保全地域等限られている。

このゾーンは現在黎明館の整備に伴い、修景的な植栽や広場整備が行われている。植栽樹の構成では実生から生育したクスノキが目立つ他、記念樹のカイノキ、 リュウゼツラン(七高時代)、あるいはソメイヨシノやツツジ類などの花木が主体 となっている。

この他、園地構成は、広場の他、園地内の園路や記念碑等である。

イ. 修景整備方針

現在園地内に整備されている施設等や植栽は、今後鹿児島(鶴丸)城跡の保存整備を念頭に整理する必要がある。

植栽では、遺構保存に望ましい環境を最優先し、遺構に悪影響を及ぼしているクスノキ等は移植等の対応を検討する。

次に、遺構の保全から配植位置を検討すれば、発掘調査や指図等で遺構が確認されていない部分、特に石垣等の保全は成長した樹木の枝が石垣にかからない程度の位置(枝と根の範囲は同程度と見られている)が必要である。

また、やむを得ず遺構上に配植が必要となるケースでは、遺構上に保護盛土を置き、防根シートを布設、その上に植栽用客土を用いる。

城跡内の環境整備に用いる樹種では、明治初期の絵では、御楼門横の築地塀越しにマツの大木が描かれている。同時期の古写真からは、針葉樹や竹等が見られる。この他では、御池回りで玉物の低木や仕立物の針葉樹や常緑広葉樹が認められる。新たな修景整備で植栽する場合は、以下の方針に基づく。

- (1) 遺構上や遺構に悪影響を及ぼす位置に植栽しない。
- (2) 当時の館建物を視点場にした外部眺望に配慮した植栽とする。
- (3) 遺構上に配植する場合は、保護盛土や防根シートで遺構を養生し、その上に客土する。客土厚は樹高によって調整する。
- (4) 樹種は、絵図や古写真にみられる種類や島津氏が好んでいた種類等を参考に、 鹿児島(鶴丸) 城跡の価値や特色に調和するものとする。

表 V-4 古写真にみる本丸及び二之丸の植生状況



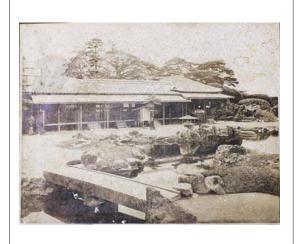
背景の森は、常緑広葉樹を主に、マツの高木が目立つ。

「島津御本丸御書院景」(鹿児島県立図書館所蔵)



御池に植えられた樹木、仕立物の低木や中木 の他、高木がバランスよく配植されている。

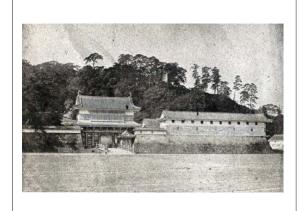
「島津御本丸庭園景」(鹿児島県立図書館所蔵)



「島津御本丸池畔景」(鹿児島県立図書館所蔵)



「島津御本丸前面景」(鹿児島県立図書館所蔵)



「明治初年の鶴丸城」(鹿児島県立図書館所蔵)



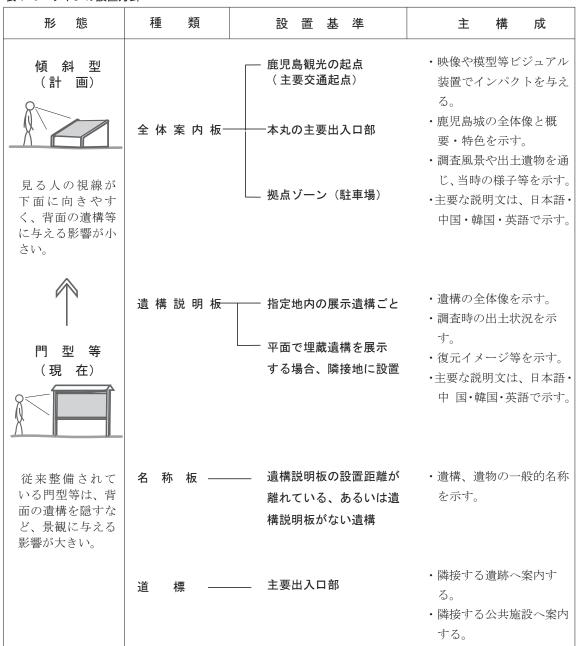
御楼門横にマツの大木が描かれている。 「中国西国巡幸鹿児島着御」(聖徳記念絵画館所蔵)

②サイン等の整備

鹿児島(鶴丸) 城跡の環境整備計画において、施設を整備するにあたっては機能 上必要なものを合理的に配置し、意匠や利用性ではユニバーサルデザイン・バリア フリーを前提とする。また、特に優先すべきこととして、鹿児島(鶴丸) 城跡に係 る情報発信があげられる。そのための施設整備では、ガイダンス施設(全体の案内 板や各郭や遺構の説明板)、あるいは鹿児島(鶴丸)城跡関連遺産の分布と周遊 マップ等の整備が必要である。

サインの配置と内容等基本事項を下表にまとめる。出土遺物・遺構等からロゴマークを作成し、サイン等に共通表示する。ガイダンスの拠点施設等が竣工するまでは、携帯電話等の端末からホームページにアクセスし、詳しい情報を得られる取組等を検討する。

表 V-5 サインの設置方針



4) 整備イメージ

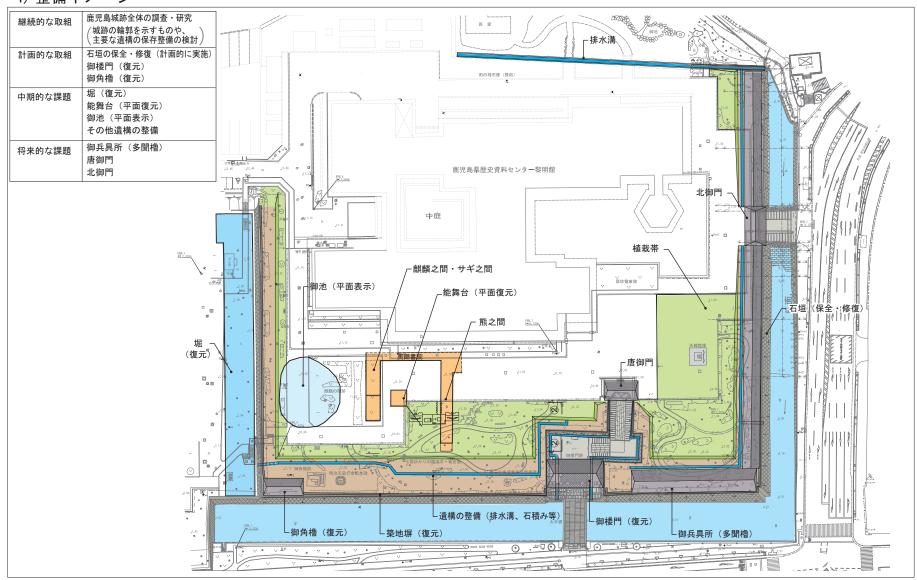
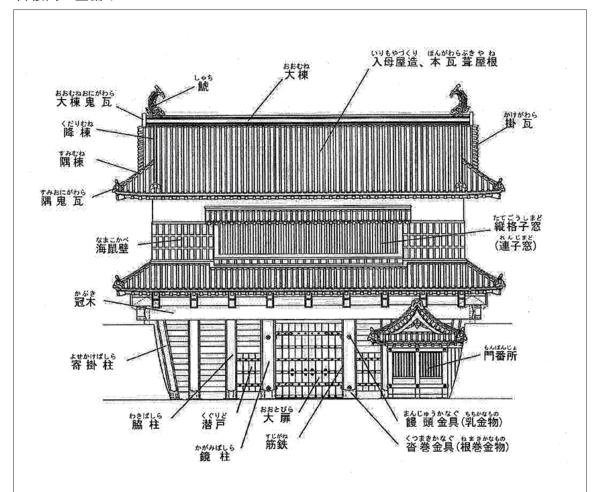


図 V-6 整備イメージ図

御楼門の整備イメージ





(出典: 鶴丸城「御楼門」復元実行委員会 HP、鶴丸城御楼門建設協議会資料)-

3. 事業計画

本事業は平成31年度末の竣工を目標に、下表の工程で実施する。

表 V-6 事業工程表

事業内容	事業主体	全体事業費	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
鶴丸城跡保全 整備事業 (石垣の修復工事)	鹿児島県	H26 ~ H28 予算額 530,000 千円	御(埋産	楼 門 石 垣 修 復 議文化財の調査等	等) 北御門・黎明館	西側石垣修復 対の調査等)	 隅欠け部	石垣修復
鶴丸城御楼門 建設事業	鶴丸城御楼門 建設協議会	750,000 千円 (概算)	建設に必要な基本設計・実	た大径木の調査 ^を に大径木の調査を に施設計	や資料収集等	3	建設工	
御角櫓建設事業	鹿児島県	H26 ~ H28 予算額 60,000 千円				上財の調査や資料 ・実施設計	学収集等 建 設	工事
広報・啓発事業調査・研究	鹿児島県 鶴丸城御楼門 建設協議会 鹿児島市				兼	且織的かつ継続	売的な調査・研	究

※事業費は概算ベース(見込み)であり、予算額は当初予算額により記載 (長期計画は、調査成果や社会情勢に鑑み、その時点での検討が必要)